

経済文教常任委員会記録

令和3年6月21日（月）於 防災会議室

開会 午前10時00分

散会 午前10時46分

○出席委員（6名）

3番 坂本 崇 委員 5番 福士 文敏 委員 7番 石山 敬 委員
9番 千葉 浩規 委員 11番 外崎 勝康 委員 15番 今泉 昌一 委員

○出席理事者（5名）

観光部長 神 雅 昭 観光課長 早坂 謙 丞
教育部長 鳴海 誠 文化財課長補佐 鳴海 淳
文化財課主幹 小石川 透

○出席事務局職員（2名）

次長補佐 高屋 憲 書記 成田 崇 伸

————— † ————— ◁ ▷ ————— † —————

【午前10時00分 開会】

○委員長（今泉昌一委員） これより、経済文教常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。
本定例会において、経済文教常任委員会に付託されました案件は議案2件及び請願2件であります。

念のため質疑方法について申し上げます。議会運営申し合わせ事項により、質疑方法は一括方式とし、質疑回数は1議案につき3回までとなっておりますので御協力をお願いいたします。

議案第55号 弘前市立観光館駐車場条例の一部を改正する条例案

○委員長（今泉昌一委員） まず、議案第55号弘前市立観光館駐車場条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。観光部長。

○観光部長（神 雅昭） 議案第55号弘前市立観光館駐車場条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

提案理由は、弘前市立観光館駐車場の駐車料金の種別として、新たに回数駐車料金を設けるため、所要の改正をしようとするものであります。

条例改正の説明に当たりましては、新旧対照表をお配りしているほか、参考として過去3年間分の駐車場の利用台数の一覧もお配りしております。

まず、改正の内容につきましては、第12条(駐車料金)第2項の表について、新たに種別及び駐車料金の項目を追加するもので、これまで「駐車料金」と記載していた部分を「普通駐車料金」とし、回数券の販売に当たり、種別欄へ「回数駐車料金」を、駐車料金欄へ「11回1,100円」の文言を追加するほか、同項備考欄についても資料のとおり、回数券の販売に伴い文言を追加するものであります。

また、同条第4項の駐車料金の徴収につきましても、「駐車料金は、自動車を駐車場から出車させる際に徴収する。」と規定していたものを、改正により、駐車料金に回数駐車料金の種別を設けたため「駐車料金は、普通駐車料金にあっては自動車を駐車場から出車させる際に、回数駐車料金にあっては回数券を発行する際に徴収する。」と変更するものであります。

本条例案の施行期日は、令和3年7月1日からとなります。

なお、本条例の改正の経緯及び理由につきましては、本駐車場の指定管理者からは、利用者から回数券の販売を望む声があることや利用料金の増収のため、新たに回数券販売の提案がありました。このことから、新型コロナウイルス感染症の影響により、弘前市立観光館駐車場の利用者及び利用料金収入が減少していることに伴い、公共サービスの低下が危惧されることから、指定管理者が指定管理業務として新たに回数券を販売することで、利用者の利便性の向上及び市民サービス向上を図るとともに、安定的・持続的な公の施設の管理運営につながるものと判断し、所要の改正をするものであります。

以上で議案の概要説明を終わります。

○委員長(今泉昌一委員) 本案に対し、御質疑ございませんか。

○9番(千葉浩規委員) まず、回数券を発行するというようになった場合、対応する機械の変更というのが必要になるのかどうかということと、あとは、発行に伴う諸経費がかかるかと思うのですが、それは誰が負担するのかということと、あとは、回数券を販売することになると思うのですが、一体どんな形で販売するのだろうかということでの答弁をお願いします。

○観光課長(早坂謙丞) まず、対応する機械でございますが、回数券の販売に際しまして、既存の精算機でそのまま使えますことから、それにつきましては新たに機器に係る費用は発生しないものでございます。

それから、発券機の諸経費につきましては回数券の印刷代というものがかかりますけれども、駐車場のほうは現在、指定管理事業者の株式会社あおもり総合管理のほうで、平成31年から5年間ということで指定管理しておりますので、そちらのほうで負担するということとなります。

あと、回数券をどんな形で、販売の窓口で申し上げますと、指定管理者である株式会社あおもり総合管理のほうで販売するということと、それから、現在観光館内にさくらはうすという弘前市物産協会で運営しているところがございます。利便を図るために、そちらのほうでの委託販売に向けまして、指定管理者側と今協議中であるということでご報告いたします。

○9番(千葉浩規委員) 関連しての質疑なのですが、その機械は、指定管理が終了して次も同じ指定管理者であればいいのでしょうかけれども、場合によっては指定管理者が変更になるという場合もあるかと思うのですが、そういった場合にその機械の扱いはどうなるのかということと、指定管理者が途中で変わったという場合、回数券もありますよね。その回数券の扱いというのはどうなるのだろうかということなのですが、

○観光課長(早坂謙丞) まず、指定管理者が、例えば期間が満了して替わった場合ですけれども。

現在、出口側の精算機及び出口ゲートにつきましては、現在の指定管理者側が市内の業者と

リース契約をしております。協定書のほうの第51条に規定する施設内に指定管理者が管理する機械器具という扱いになりますので、指定期間が満了した時点では原則原状に回復する必要があると思いますが、そのリース会社と新たになった指定管理者がもしリース契約をしなければ、機械を交換せざるを得ないということになりますので、そこは実際に指定管理期間が終了した際に協議ということになるかと思えます。

それから、回数券の取扱い、指定管理期間後の回数券の取扱いということになりますが、次の指定管理の選定につきましても、回数券の販売は継続して行うということで募集要項には明記したいと思っております。ただ、指定管理者の交代に伴う精算機等の交換により、現在の指定管理者が発行する回数券の継続利用というのが困難になる可能性があることを踏まえると、指定管理期間終了時の回数券の余剰在庫の引渡しについては、次の指定管理者と協議の上決定するというような、協議事項として明記してまいりたいというふうには考えてございます。

○11番（外崎勝康委員） 何点かお聞きしたいと思います。

まず、今回、過去3年間の合計台数というのが出ているのですが、この金額をお知らせください。

それから、今回、回数券を使うことによって駐車料金をアップさせるということなのですが、この回数券を使うことによってどの程度の増収を見込んでいるのかを聞きたいと思えます。

それから、ちょっと私が気になっているのは、例えば市役所でもどこでも、一晩とめれば幾ら幾らと料金が設定されていると思うのですが、その辺はどうなのかなというのが三つ目です。

それから、四つ目としては、先ほど千葉委員からもあったように、購入方法ということで、ネットでも販売しないのかという。特に今は、例えば観光館とかでもネット販売をいろいろやっていますよね。ですから、そういう意味では、市ではいろいろな形で、そういったネットで様々販売しているので、そういったものを使って、こういうものに使えないのかなと。そうすると、買いたい人はネットでぼんとやったら届くとなれば、非常に買いやすいのかなと思えました。以上4点です。

○観光課長（早坂謙丞） まず、3年間の金額、収入ですけれども、平成30年度から申し上げます。

平成30年度1167万2680円になります。令和元年度1301万5700円になります。それから、令和2年度645万9900円になります。

それから、増収の見込みでありますけれども、増収の見込みにつきましては約30万円程度の収入を見込んでおります。その収入のほうから回数券の印刷代、これ幾らかかるかというのは今後になりますけれども、その辺が差し引かれるものと考えてございます。

それから、一晩当たりの金額の設定ということだと思いますが、観光館の場合、24時間で最大1,000円ということになってございます。

それから、購入方法、ネットでの販売の御提案がありましたけれども、今回は年度途中での、初年度での販売ですので、まずは先ほど申し上げました指定管理者側の販売、それからさくらはうすでの販売というものを検討することにしておりますけれども、ネット販売につきましても購入者の利便性を考えるのであれば検討していく必要があるのかなと思っております。その辺についてはほかの状況を見ながら、ちょっと検討してまいりたいと思っております。

○11番（外崎勝康委員） 昨年はコロナ禍で、落ち込むのも分かるのですけれども、30年度から元年度に関して、150万円ぐらいの増収になっていますよね。これは何か理由があるのでしょうか。

○観光課長（早坂謙丞） 恐らくなのですけれども、利用台数とかから、令和元年度、弘前さくらまつりで289万人ということのでかなりの数が来ましたので、それが非常に影響しているものかなと思いますし、また指定管理者が完全利用料金制ということで元年度からスタートしておりますので、事業者も替わりまして非常にいろいろ、駐車場の周知ですとか、そういうものにも非常に意欲的にやられてきた結果だというふうに捉えております。

○11番（外崎勝康委員） 最後に意見だけ。

今、ちょっとお話があったように、確かに回数券は、利便性はいいものなのですが、これをきちんと周知していかなければ全く意味がないので、そういう意味ではネット販売とかで買いやすいようにしていかなければ何のためにやったのか意味がないので、そこはやっぱり、しっかり周知の方法、また買いやすい方法を現実に行っていただきたいなと思います。

それから、30年度から元年度に向かって、確かにしっかり増えているという事実もあるので、その辺もしっかり分析しながら、収益が上がるということであればぜひとも行っていただいて、何か問題点があれば、今日はあえて聞きませんが、その辺の問題点もやはり確認して、一つ一つ具体的にやっていただければなと思います。

○3番（坂本 崇委員） 先ほど、回数券の販売方法についてはいろいろ出たところでありますけれども、今、委託販売でさくらはうすを販売所として想定しているということだったのですが、追手門広場内に1か所、販売する場所があるというのはいいことなのですけれども、あそこの地下の駐車場を使っている方たちというのは、笹森記念体育館の使用者というのが非常に多いのではないかなと思います。観光館のさくらはうすは6時で終了、笹森記念体育館はたしか9時までの開館ということもあって、夜、いわゆる6時以降に入ってくる方というのがすごく多いように思うのですが、そういう意味では笹森記念体育館とかでも委託契約とかで販売することとかはできないものか、その辺についてのお考えがあればお聞かせいただければと思います。

○観光課長（早坂謙丞） 笹森記念体育館での委託販売ですけれども、現段階で指定管理者側のほうではさくらはうすで委託販売ということで聞いております。そちらのほうで販売できるかどうか、今、委員のほうから夜の販売も可能であるというようなことを考えると、利便性が図られると思います。販売できるかどうかも含めまして、そこについては指定管理者側と市とでちょっと話をしてみたいと思っております。

○委員長（今泉昌一委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

[理事者入替え]

議案第56号 弘前市伝統的建造物群保存地区保存活用条例の一部を改正する条例案

○委員長（今泉昌一委員） 次に、議案第56号弘前市伝統的建造物群保存地区保存活用条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○教育部長（鳴海 誠） 議案第56号弘前市伝統的建造物群保存地区保存活用条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

伝統的建造物群保存地区は、城下町や宿場町などの伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、市町村が都市計画及び条例によって定める地区であります。

この地区につきましては、令和3年第1回定例会において、これまでの弘前市伝統的建造物群保存地区保存計画を見直しし、新たに弘前市伝統的建造物群保存地区保存活用計画を策定したところであります。

地区に関わるものとして、この保存活用計画のほか、昭和55年度に策定された防災計画である防災施設設置基本計画がありますが、計画期間が満了したことや火災以外の災害への対策が盛り込まれていないことから、令和5年度を目標に新たな防災計画を策定することといたしました。

この防災計画の策定に当たり、防災対策を専門とする学識経験者や関係行政機関を交えて検討する必要があることから、弘前市伝統的建造物群保存地区保存活用審議会の委員定数を増やして対応するものであります。それに伴い、任期につきましても新委員の任期と旧委員の残任期間を合わせるため、変更するものであります。また、防災計画の効率的な審議が可能となるよう、伝統的建造物群保存地区保存活用審議会の中に専門部会を設置し、防災に関する専門的な議論については専門部会内で行うこととしたものであり、新たな防災計画を策定するため、これらの所要の改正をしようとするものでございます。

それでは、条例案について説明いたしますので、配付資料の新旧対照表、左側、新の欄を御覧ください。

第11条第3項中「15人」を「20人」に改め、同条第4項中「2年」を「2年以内」に改めます。同条中、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に「第7項 審議会に必要があるときは、専門部会を置くことができる。」を加えます。

なお、この条例の施行期日は、公布の日とするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（今泉昌一委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○9番（千葉浩規委員） まず、5人増になるということで、防災関係の方が委員として増えるのではないのかなと思うのですけれども、しかし、これは文化財関係の防災ということになるので、どういう方なのかというところです。

もう一つは、今回5人増ということになるのですけれども、ちょっとこの際だから聞いてみたいと思うのですが、こういう審議会の委員というのは、その定数というものがあるのか、幾らでも増やせるものなのか、この辺をちょっとお知らせ願いたいというふうに思います。

○文化財課長補佐（鳴海 淳） 追加する審議会の委員はということでございますが、今回追加する委員は防災計画の策定を目的に追加するものであることから、建築及び文化財建造物の防災対策を専門とする方、あと建築構造物及び耐震を専門とする方、そして地区消防団から推薦を頂いた方を追加する予定であります。

委員の上限につきましては、市で作成した弘前市附属機関の設置及び運営に関する指針というものがありまして、その中で附属機関の委員の定数は20名以内とし、最小限とするところであります。ただし、法令に定めがあるなど特別の事情が認められたときにはこの限りではないとされております。

○9番（千葉浩規委員） あとは防災計画なのですが、策定されるまでの日程と、あとは策定された後、また条例案が出されて委員の削減が行われるのか、それともそのまま行くのか、その辺の答弁をお願いします。

○文化財課長補佐（鳴海 淳） 防災計画の見直しに係るスケジュールにつきましては、令和3年度から令和4年度にかけて防災計画を見直しするための調査を行います。その結果に基づいて令和5年度中に新たな防災計画を策定する予定となっております。

次に、定数をまた変更するのかということですが、今回の委員定数の変更は、防災計画を策定するための委員の追加であります。防災計画の策定が終わった段階で防災に関する委員の委嘱は終わることとなりますが、委員定数につきましては変更しない方向で考えております。仲町伝建地区でまた新たな専門部会を立ち上げることがある場合に速やかに対応しようと考えているためです。

○3番（坂本 崇委員） 第7項の専門部会の件で質疑します。

今、防災計画の策定ということの専門部会というふうに承知するところですが、今後何か課題があって専門部会をつくる可能性があると思うのですが、何か直近で計画があればお知らせください。特段なければいいです。

○文化財課長補佐（鳴海 淳） 現在のところ、保存活用計画の見直しを受けました。防災計画の見直しも今、これから令和5年度を目標にやることとなりますが、そのほかは、今現在は、計画はありません。

○11番（外崎勝康委員） 今、お話を聞いて防災計画をしっかりと、もう1回つくるために、こういった条例の変更ということなのですが、それでは、基本的にそうすると、今回の防災計画をつくる上で、防災計画をつくる方は、ちょっと確認なのですが、5名ということなのか、それとももっといるのか、その辺がちょっとよく分かりません。この20人全員でつくるのか、計画をつくるのに。さらに、やはり先ほどもちょっとお話ししていたように、20名というのはあくまで市としての基準として定めたものであって、それは場合によっては変わっていくというお話なのですが、その上で、もしかして、今後やっていく上で、3年、4年で計画の調査等をやっていく上で、この20人というのは、もしかするとこれでは足りないなど、もうちょっと増やさないと間に合わないなといった場合にもまた、可能性があるのかなというのをちょっとお聞きしたいなと思います。

そして、これ、実際、最終的な計画を令和5年に作成するということなのですが、この作成した計画というのはどのように使われていくのかなという、目的というか、どう使われていくのかなというのが、ちょっと意味が分かっていないので。この条例自体がまずちょっと分かりづらい条例だなと正直思っています、その辺をもうちょっと分かるようにお話ししていただければと思います。

そして最後に、専門部会に関してもうちょっと詳しく、どういうふうな形で専門部会をつくっていくのかという、専門部会に関しても、みんな共通した感じだと思うのですが、その辺をもう1回ちょっと、私自身ちょっと理解不足で大変申し訳ないのですが、もう一度御説明していただければと思っております。よろしく申し上げます。

○文化財課長補佐（鳴海 淳） まず、人数のことなのですが、現在の伝統的建造物保存地区保存活用審議会の委員が12名であります。今回追加する委員の数が、先ほど説明したとおり予定では3名ですので、今回トータルでは15名になる予定であります。一応、今定数が15名となっているのを20名にするということは、この今の防災計画の調査をして見直しをしていく段階で新たに専門的な方が必要になる可能性がありますので、20名まで人数を増やしております。

どのようにこの防災計画を使っていくかということなのですが、現在、仲町地区というのは、間口が狭く奥行きが長い短冊形の地割りになっておりまして、なかなか境界部分のサワラ生け垣、板塀など、避難とかが難しい状態になっておりますので、地区住民の方にまず、災害が起きた場合にどのように避難するかとか、そのような広報的な使い方をしたいと思っております。

あと、専門部会の役割なのですが、現在、伝建の審議会の皆様は、町会の関係の方とか、学識経験者の方とか、あと市の関係機関の方とかがいらっしゃるので、その方以外に今、防災に関わる専門の方を入れるのですが、その中の方から専門部会として地区の方と学識経験者とそれと新たに追加する方、5名程度で、防災に関する専門部会という形できると考えています。その防災の専門部会でいろいろ調査・検討したものを、今度は伝統的建造物保存地区の審議会のほうに、こういう結果ですということで結果を上げていきます。この審議会の中で審議してどんどん詰めていくという形になります。

○11番（外崎勝康委員） ちょっとよく分からない。今この伝統的建造物を、ある意味では防災についてやるということですよ。例えば、今言ったような避難とか、いろいろなことがあるのですが、実際に災害が起きたときにこの建造物を、例えば災害があっても人に迷惑をかけないような対策を組むのか、それとも場合によっては、入った人が災害に遭っても命が守られるようにやっていくのか、防災といっても色々な観点があるので、その辺はどのような目的でやっていって、そういう専門部会にしても色々な専門家がいると思うのですが、どういう人がこの中に入っていかなければ駄目なのか、その辺をもうちょっと。イメージが湧かないのです。おっしゃっているイメージがちょっと。その辺をもうちょっと市民が分かるように話をいただければと思います。もうちょっと市民が知りたいようなことをぜひともお話ししていただければと思います。

○文化財課主幹（小石川 透） 今の御質疑ですが、今回の専門部会の先生で、まず一つが、伝統的建造物が、例えば地震が来たときに耐えられるような補強案など、もしくは揺れたときにどうやって避難するかという、耐震の考えがあるところで、文化財的価値を守ることが一つ、あとは雪害とか水害、火災とか、地区に住んでいる人が、今いろいろな規制がかかっていますけれども、その規制によって被害を受けるようでは規制をかけている意味がないので、規制をかけている上で、かつ安全に避難できる場所、防災できるというふうなところの観点で防災計画をつくっていかうとしていまして、それぞれに関わる先生に委員として入っていただくということで現在進めているところであります。

○教育部長（鳴海 誠） 現在、先ほど私も説明の中で述べましたけれども、今の計画が40年ほ

どたってしまったっていて、さらには火災に対応したものであるということで、それ以外の災害は残念ながら想定していないような計画でございます。なので、防災計画として今はちょっと使えないような計画になっていましたので、火災に加えまして震災、雪害、水害の4項目にまず特化して、構造的に防災性能といったものの調査ですとか、あるいはそれこそ耐震の関係ですとか、積雪、それから水害に強いというふうなところ、避難誘導等も含めましてそういうふうなところを網羅した形で、総合的な計画にしっかり見直すためにまず調査をする。そのためには、その分野の専門家の先生に入ってください必要があるというふうなことで、審議会の中にその分野に特化した専門部会を設けて、そこでしっかりもんだものを審議会にお諮りして、また再度審議し直してというふうな、キャッチボールをしながら高めていくというふうな流れになってございます。

○委員長（今泉昌一委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者退室〕

請願第1号 「学校給食の無償化」に関する請願書

○委員長（今泉昌一委員） 次に、請願第1号「学校給食の無償化」に関する請願書を審査に供します。

討論の前に、何か確認したいことはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 発言なしと認めます。

これより討論を行います。

本請願に対し、御意見ございませんか。

○9番（千葉浩規委員） 「学校給食の無償化」に関する請願の趣旨を妥当と判断し、賛成します。また、その立場から討論します。

憲法第26条には、義務教育は、これを無償とすると書かれておりますが、しかし、義務教育のうち無償のものは授業料や教科書に限られ、多くの自己負担が必要です。中でも、学校給食費は大変大きな負担となっており、この学校給食費を無償にすることは大変大きな子育て応援となります。また、学校給食は、食育として、人間の生活の基本である食事・食文化を伝える

教育の柱の一つとなっており、その無償化は当然です。さらに、新型コロナウイルス感染症の全国的な蔓延により、飲食店をはじめ多くの業種に深刻な影響が広がり、経済的困難を抱える家庭が増える中で、学校給食費を無償にする費用は、全ての子供の食のセーフティネットを確保するための費用として大いに期待されます。

以上の点から、この請願は採択すべきとし、これで賛成の立場からの討論とします。

○11番（外崎勝康委員） 本請願に対し、不採択の立場で意見を申し上げます。

子供を取り巻く貧困の問題は大きなものであります。義務教育に関わる保護者の負担を軽減していくことは重要であると考えます。その中で給食費については、生活保護受給世帯では扶助費に含めて支給となり、所得が低い世帯等の保護者は就学援助により無料となります。

さらに、多子家族について、小中学校に子供が3人以上いる世帯では、3人目以降の学校給食費の半額相当の助成を実施しております。当市の給食費を無料とした場合、食材費に関わる経費は、令和2年度では約5億5000万円であると聞いております。全国1,724市町村となると、相当の財政負担になるものと予想されます。現在、国において最優先に取り組むべき課題は、国民の命を守るための新型コロナウイルス感染症感染予防対策であり、経済対策であると認識しており、国の財源にも限りがあります。

学校給食法では、第11条第2項で、給食費の食材費は保護者負担とされています。本市においては既に低所得者への支援が実施されていることから、このたびの請願につきましては優先して取り組む事案ではないものと考えます。

以上のことから、本請願は不採択にするべきであると考えます。

○委員長（今泉昌一委員） ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本請願は、採択すべきとの意見と不採択にすべきであるとの意見があります。

なお、採決は、起立により行いますが、起立しない者は不採択とみなします。

本請願は、趣旨妥当と認め、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（今泉昌一委員） 起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

請願第5号 新型コロナ禍による米危機の打開を求める請願

○委員長（今泉昌一委員） 最後に、請願第5号新型コロナ禍による米危機の打開を求める請願を審査に供します。

討論の前に、何か確認したいことはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 発言なしと認めます。

これより討論を行います。

本請願に対し、御意見ございませんか。

○9番（千葉浩規委員） 新型コロナ禍による米危機の打開を求める請願の趣旨を妥当と判断し、賛成します。また、その立場から討論します。

J A全中は、今年6月末在庫を政府見通しよりも25万トン多い228万トン、来年6月末在庫は53万トン多い253万トン超になると試算。米価下落の在庫の過剰による影響は、今年の出来秋だけでなく来年の秋まで及ぶとしています。

こうした中、政府は、主食用米について、作付面積の5%に当たる6万7000ヘクタールの転作、36万トンの減産を打ち出し、飼料米等の非主食用米への作付転換も呼びかけていますが、コロナの感染拡大が続き、米需要の減少が当初見込みよりも大きく上回り、36万トンの減産が達成されたとしても、新米が出回る秋には大量の過剰在庫が繰り越されると見られています。21年産米価が大暴落するとの不安が強まるのは当然です。

今求められているのは、コロナ禍で生じた過剰在庫を国の責任で市場から切り離し、需給環境の改善で米価下落を防ぐこと、その一方で、その米を生活困窮者や学生への支援、子供食堂などで活用することを進めることです。こうした対策は、農家にとっても、販売不振に見舞われる米卸や小売業者にも、コロナで苦しむ困窮者にも救いとなる対策です。また、ミニマムアクセス米の削減・中止に踏み出すことも求められています。ミニマムアクセス米の輸入量は77万トンで、国内の減産目標36万トンの2倍以上。最も過剰なのはミニマムアクセス米の77万トンであり、その輸入を中止すれば、今回の減反拡大も全く不要になります。また、せめて、消費量1000万トンを基準にしたミニマムアクセス米を、現在の消費量700万トンに見合っただ減らせば約57万トンで27万トン減となり、需要減と同量になります。

国内生産には減反拡大を強いながら米輸入を聖域化する。そのようなことは断じて許されません。政府はミニマムアクセス米の削減・中止に踏み出すべきです。

以上の点から、3項目の請願事項を掲げる新型コロナ禍による米危機の打開を求める請願の趣旨は妥当と判断し、賛成する立場からの討論とします。

○5番（富士文敏委員） 本請願に対し、不採択の立場で意見を申し上げます。

国では、平成29年まで行政が生産数量目標を決定し、個々の農業者に主食用米の生産数量目標を配分しておりました。

しかし、平成30年からは、生産者や集荷業者・団体が自らの経営判断で需要に応じた米の生産ができるよう制度改正を行っており、また、セーフティーネットとして米価下落時に収入を補填する制度も創設しております。

現在、人口減少や少子高齢化に加えて、新型コロナウイルス感染症に伴う外食の減少等により、全国的に米の消費量が減少傾向にあり、民間在庫量は近年で最も高水準となっていることから、主食用米の相対取引価格は下落傾向が続いております。このような状況から、市や農業協同組合等で構成する弘前市農業再生協議会では、主食用米の作付農業者に対して、こうした危機的状況を伝え、主食用米からの転換を促すために再度生産者に働きかけを行ったほか、主食用米等の収入減少があった場合に収入を補填する国の制度である収入減少影響緩和交付金、いわゆるナラシ対策の加入促進を行い、農業経営の安定化や基盤強化の呼びかけを行ったと承知しております。また、全国の地域農業再生協議会においても、同様の取組を行い、令和3年産の主食用米からの転換に向けた働きかけを展開していると伺っております。

このように、今一番必要な取組は、令和3年産の需要に基づいた適正な米の生産を働きかけ、需要に基づかない主食用米の転換を促していくことが重要であることから、本請願は不採択が適当であると考えます。

○委員長（今泉昌一委員） ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。

本請願は、採択すべきとの意見と不採択にすべきであるとの意見があります。

なお、採決は、起立により行いますが、起立しない者は不採択とみなします。

本請願は、趣旨妥当と認め、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（今泉昌一委員） 起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時46分 散会】